

## 宮崎市まちなか商業業務集積推進事業（施設整備助成金）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、本市中心市街地における雇用・就業機能、商業機能を集積することで、中心市街地の機能充実を図るため、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、助成金の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （定義等）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地区域 宮崎市まちなか活性化推進計画（平成30年3月策定）に定める中心市街地区域をいう。
- (2) 指定事業者 宮崎市まちなか商業業務集積推進事業（情報サービス事業者等助成金）実施要綱（平成30年4月伺定）第5条の規定による指定を受けた者、宮崎市まちなか商業業務集積推進事業（空き店舗対策助成金）実施要綱（平成30年4月伺定）第5条の規定による指定を受けた者又は宮崎市企業立地促進条例（昭和62年条例第34号）第5条の規定による指定を受けた者、若しくは受ける予定の者をいう。
- (3) 物件所有者等 店舗、事務所ビルなど事業のための設備として利用される不動産を自ら所有するなどし、不動産の賃貸借契約において、原則として貸主となる者をいう。

### （施設整備助成金）

第3条 市長は、中心市街地区域内に位置するビル等において、指定事業者が入居するために改修工事等を行った当該ビル等の物件所有者等に対して、別表第1に掲げる各区分に応じ、それぞれ同表の助成金の額の欄に掲げる額を、施設整備助成金として交付する。

- 2 前項の規定により算定した助成金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 当該助成金の交付を受けようとする者が、当該物件等で行った改修工事等について、当該助成金以外の助成制度等を受けている場合若しくは受ける予定の場合、この要綱に基づく助成金の交付は行わないものとする。

### （交付の申請）

第4条 前条に規定する助成金の交付の申請をしようとする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、補助金等交付申請書（様式第1号）を、改修工事等に着手する前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 市税納付状況確認同意書（様式第4号）
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）に基づく誓約書兼同意書（様式第5号）
- (5) 登記簿謄本（建物）等の所有者が確認できる書類
- (6) 改修工事等の経費の内訳が確認できる書類
- (7) 改修工事等の整備箇所や内容が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

### （交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等、及び別表第2に定める基準について審査し、適当と認めるものについて助成金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、助成対象者（役員を含む。）が宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者であるとき、市税を滞納している場合、又は指定が適当でない判断する場

合は、前項に定める交付の決定を行わないものとし、その旨通知するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定書（規則様式第2号）により助成対象者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 助成対象者は、前条の規定による通知を受領した後において、当該事業計画を変更しようとする場合は、変更の理由を付し、補助事業計画変更承認申請書（規則様式第3号）に第4条に定める書類のうち変更となった書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについてこれを承認し、事業計画変更承認の通知をするものとする。

3 第6条の規定は、前項の規定により通知する場合に準用する。

(実績報告)

第8条 助成対象者は、当該改修工事等が完了し、かつ指定事業者と入居契約を締結又は入居契約を締結した事業者が指定事業者として指定を受けた日から30日以内に補助事業実績報告書（規則様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 改修工事等の経費の内訳が確認できる書類
- (4) 改修工事等の整備箇所や内容が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 当該助成金は、当該改修工事等の完了日の属する月を含め3月前から完了日の属する月の翌月から6月後までに指定事業者と入居契約を締結又は入居契約を締結した事業者が指定事業者として指定を受けた場合に交付する。

3 助成対象者は、第3条の改修工事等に要した経費に係る消費税等相当額（消費税及び地方消費税相当額。以下同じ）に課税仕入れに係る消費税等相当額を含む場合は、課税仕入れに係る消費税等相当額を減額した額から算出される助成金の交付申請をしなければならない。ただし、交付申請において、課税仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 前項ただし書の規定により課税仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請をしたときは、消費税等相当額の申告により課税仕入れに係る消費税等相当額が確定後、速やかに市長に報告し、当該消費税等相当額に係る当該助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(助成金の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じては、実地調査等によってその成果が助成金の交付内容又は付した条件、及び第5条の規定に適合すると認めたときは、補助金等交付確定通知書（規則様式第5号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 当該助成金は、前条の規定により確定した額を助成金の確定後に交付するものとする。

(報告及び調査)

第11条 市長は、助成金の適正な執行を確認するため必要に応じ、報告を徴し、又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 助成対象者は、当該助成金に係る経費の支出を明らかにする帳票を備え、関係書類を常

に整備しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳票やその他の関係書類は、当該助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- (1) 助成金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(承継)

第14条 相続、譲渡、合併、分割その他の理由により、助成対象者の物件等を承継した者は、当該物件等が継続される場合に限り、市長の承認を得て、この要綱に規定する権利義務を承継することができる。

- 2 前項の規定により助成対象者の物件等を承継した者は、速やかに物件等承継承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の物件等承継承認申請書を受理したときは、物件等の実態調査等を行い、適当と認める場合に承継を承認し、当該物件等を承継した者に対し、物件等承継承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 第10条の規定により助成金の交付を受けた者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を得ないで、当該助成金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

助成金の区分	助成金の額
空調の交換等費	・空調の交換等に要した経費の2分の1に相当する額（上限20万円/台）。
トイレの改修・修繕費	・トイレの改修・修繕等に要した経費の2分の1に相当する額（上限30万円）。
<p>備考</p> <p>(1) 助成対象者が所有する物件等のうち、指定事業者が使用する事業所又は店舗とその他の施設等が共有で使用する空調又はトイレの場合、指定事業者が使用する事業所又は店舗とその他の施設等の面積で按分して算出するものとする。</p> <p>(2) 空調の交換等については、維持補修・修繕に係る経費を除くものとする。</p> <p>(3) 空調の交換等については、省エネルギー性能の高いものを新たに設置した場合を対象とする。</p> <p>(4) 空調の交換等については、入居する予定の1指定事業者あたり2台までとする。</p>	

別表第2（第5条関係）

入居者の要件	物件・交付の決定等の基準
指定事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地区域に位置する、店舗、事務所ビルなど事業のための設備として利用される物件であること。</li> <li>・ 指定事業者が事業所又は店舗を設置している又は設置する予定であること。</li> </ul>
<p>備考</p> <p>(1) 物件所有者等が、自己所有の物件に指定事業者として事業所や店舗を出店する場合は対象としないものとする。</p>	